

○守谷市ポイ捨て等防止に関する条例

平成 19 年 12 月 17 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て、路上等喫煙及び飼い犬等のふん放置(以下「ポイ捨て等」という。)の防止等について、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て等の禁止、回収容器の設置、ポイ捨て等禁止強化区域の指定その他必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の推進及び歩行者等の安全の確保を図り、もって清潔で快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に吸い殻・空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (2) 吸い殻・空き缶等 タバコの吸い殻、飲料又は食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、チューインガムのかみかす、紙くず、紙おむつ、包装紙その他これらに類する散乱性の高いごみをいう。
- (3) 公共の場所 市内の道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 路上等喫煙 第 10 条第 1 項に規定するポイ捨て等禁止強化区域(以下この号において「強化区域」という。)又は強化区域外の公共の場所において喫煙(たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。)することをいう。ただし、次に掲げる喫煙を除く。
 - ア 強化区域外の公共の場所において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用の灰皿(たばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された携帯用の容器であつて、その収納口を閉じることができるものをいう。)を使用してする喫煙
 - イ 第 10 条第 5 項に規定する指定喫煙所における喫煙
 - ウ 自動車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車(同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)をいう。)内における喫煙
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 土地所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 飼い犬等 飼養管理されている犬、猫その他愛玩動物をいう。

(9) 飼い主等 飼い犬等の所有者又は管理者をいう。

(ポイ捨て等の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) ポイ捨て

(2) 路上等喫煙

(3) 飼い犬等のふんの放置

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止等に関する施策(以下「施策」という。)を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自宅周辺の清掃などを積極的に行い、清潔で快適な生活環境を保持するよう努めなければならない。

2 市民等は、自宅外で自ら生じさせた吸い殻・空き缶等を持ち帰り、又はそれらを回収する容器に収納しなければならない。

3 市民等は、ポイ捨て等を防止するため、地域社会における連帯意識を相互に高め、協力し合うよう努めなければならない。

4 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに際し、吸い殻・空き缶等の散乱の防止について、消費者等に対する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 容器入りの飲料又は食料を販売(自動販売機による販売を含む。)する事業者は、空き缶、空き箱等の容器及び包装若しくは袋の散乱防止について消費者に啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)にこれらを回収する設備を設けるなど、適正な回収及び資源化に努め、当該設備及びその周辺を適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨てが行われた場合は適正に処理するとともに、その予防のための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(印刷物等配布者等及び催事等開催者の責務)

第8条 公共の場所において印刷物、宣伝物その他の物(以下「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その配布した場所及びその周辺に印刷

物等が散乱したときは、速やかに当該印刷物等を回収しなければならない。

- 2 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所及びその周辺に散乱している吸い殻・空き缶等を回収しなければならない。

(飼い主等の責務)

- 第 9 条 飼い主等は、飼い犬等を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、制御できるようにすること。
(2) 飼い犬等のふんにより公共の場所又は他人の土地若しくは工作物等を汚したときは、直ちに汚れを除去するなど、原状回復をすること。

(ポイ捨て等禁止強化区域の指定等)

- 第 10 条 市長は、公共の場所において、特に良好な環境を維持する必要があると認められる区域及び歩行者等の安全の確保のため特に必要があると認める区域をポイ捨て等禁止強化区域(以下「強化区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により強化区域を指定しようとするときは、あらかじめ守谷市環境審議会条例(平成 6 年守谷町条例第 10 号)第 1 条の規定により設置する守谷市環境審議会の意見を聞くものとする。
3 市長は、強化区域を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。
4 前 2 項の規定は、強化区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。
5 市長は、第 1 項の規定により指定した強化区域内に、必要に応じて指定喫煙所を設けることができる。

(過料)

- 第 11 条 強化区域内において、第 3 条の規定に違反した者は、2 万円以下の過料に処する。

(弁明の機会の付与)

- 第 12 条 市長は、前条の規定による過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(勧告)

- 第 13 条 市長は、強化区域外において第 3 条の規定に違反した者又は第 6 条から第 9 条の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第 14 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当

該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えたうえで、守谷市公告式条例(昭和30年守谷町条例第6号)に規定する掲示場への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 前条の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 前条の規定による勧告の内容
(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年5月30日から施行する。
(守谷市空き缶回収に関する条例の廃止)
- 2 守谷市空き缶回収に関する条例(昭和58年守谷町条例第10号)は、廃止する。